化学製品ＰＬ相談センター　　　　2008年11月10日発行

アクティビティーノート〈第141号〉

Contents

2008年10月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2008年10月度 相談受付件数（9／18～10／17　実働：20日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・消費者団体	3	1	0	7	0	11	31%
消費生活Ｃ・行政	9	1	0	5	0	15	43%
事業者・事業者団体	2	0	0	7	0	9	26%
メディア・その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	**14**	**2**	**0**	**19**	**0**	**35**	
構成比	40%	6%	0%	54%	0%		100%

相談内容区分（改訂 2003年8月）

区分	内容
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案は全て紹介しています。

◈ 事故クレーム関連相談－１４件

1. 「２週間くらい前に、両手のひらに赤いポツポツができた。痛みやかゆみはなかったので、医者にはかからなかった。症状が出た２週間くらい前から、100円ショップで購入したたわし（ポリエステル不織布）を食器洗いに使用し始めた。洗剤は以前から使用していたものなので、そのたわしが症状の原因ではないかと思う。たわしの安全性に問題がないか調べてほしい。なお、購入時のレシートを残していないため、販売店には連絡していない」という相談を受けている。相談者の手のひらを確認したところ、既に赤いポツポツはなく、全体に皮がむけたようになっていた。当自治体の衛生研究所に相談してみたところ、「医師の診断書がないと調査の必要性について判断できない」と言われたので、調査は難しい旨を相談者に伝えようと思うが、それでいいだろうか。〈消費生活Ｃ〉

   ⇒製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあるほか、たわしを使用して２週間くらい経ってから症状が発生したということから、他に原因があるという可能性も考えられますが、念のため、そのたわしに使用されている成分等をメーカー等に問い合わせたり、現物または同一品を確認したりした上で、貴センターとしての対応方針を検討されてはいかがでしょうか。

2. 「最近、業者に依頼してリフォーム（部屋の壁紙の張り替え、洗面所の床の張り替え）を行ったほか、自分でウッドデッキの塗装もした。それ以来、それらの場所に近づくと頭痛がするのだが、医者にはかかっていない。自分はもともと化学物質に敏感なため、リフォーム業者には『Ｆ☆☆☆☆』（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（ＪＡＳ）や日本工業規格（ＪＩＳ）が定めている等級で、放散量が少ない順に『Ｆ☆☆☆☆』から『Ｆ☆』まである）の建材を使用するように依頼し、ウッドデッキの塗装にも『Ｆ☆☆☆☆』の塗料を使用した。それなのにどうして体調に影響するのか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

   ⇒化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、「Ｆ☆☆☆☆」であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。リフォームを行った部屋の換気を十分に心がけるとともに、頭痛については医師に相談するよう、相談者にお伝えください。また、念のために、リフォームに使用された建材が「Ｆ☆☆☆☆」であることをリフォーム業者に確認しておくこともお勧めします。

3. ２ヵ月前に、「１階が住居、２階が事務所の建物（木造２階建て）を新築することになった。自分は子供の頃に“シックスクール症候群”に苦しんだ経験があるほか、両親はアレルギー体質である。知人が工務店に依頼して、“Ｆ☆☆☆☆”（※合板･塗料･接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（ＪＡＳ）や日本工業規格（ＪＩＳ）が定めている等級で、放散量が少ない順に“Ｆ☆☆☆☆”から“Ｆ☆”まである）の建材を使用した家を新築したというので、その家を数時間見学させてもらった。そのときに問題がなかったので、知人と同じ工務店に“Ｆ☆☆☆☆”の建材を使用する約束で建築契約をした。６ヵ月前に建物が完成し、建築費用も既に支払った。３ヵ月前に引っ越そうとしたのだが、引越し作業の途中で家族（３人）および従業員（３人）がそれぞれに体調をくずしたため、引越しを中止した。２ヵ月前に、保健所に相談して無料でホルムアルデヒドの室内濃度を測定してもらったところ、厚生労働省の指針値（0.08ppm）をわずかに下回っていた。それでも建物に入ると症状が出るため、工務店に申し出たところ、壁や天井のクロスを撤去してくれた。その後（１ヵ月前）、今度は自分で費用を負担して、民間の検査機関にホルムアルデヒドなどの室内濃度測定を依頼した。その結果は、ホルムアルデヒドが0.11ppm、アセトアルデヒドが0.035ppm（※厚生労働省の指針値は0.03ppm）であり、その他の物質は検出限界以下であった。この結果について工務店に話したのだが、仕様書や建材の出荷伝票のコピーなどを提示し『契約どおり“Ｆ☆☆☆☆”の建材を使用して建てたのだから、責任はない』と言って、対応してくれない。何とかならないのか」という相談を受けた。住宅紛争処理支援センターにも相談したが、化学製品ＰＬ相談センターからも何かアドバイスはないか。なお、今月に入って相談者から、『自分、家族および一部の従業員が専門病院で診察を受け、問診の結果から“シックハウス症候群”と診断された。現在も建物に入ると症状が出る』との連絡を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒住宅に関しては、当センターよりも住宅紛争処理支援センターの方が、より専門的な対応を期待できますが、場合によっては、仕様書等の契約にまつわる事実関係を踏まえて、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみることを、相談者に提案してはいかがですか。なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、「Ｆ☆☆☆☆」であれば絶対に安全であるとは言えない場合もありますので、部屋の換気を十分に心がけるよう、相談者にお伝えください。

4. 「３ヵ月くらい前から、賃貸集合住宅（築40年）を借りて一人暮らしを始めた。その部屋は、自分が入居する３ヵ月前に内装リフォームが行われたとのことであった。もともとハウスダストアレルギーがあったのだが、入居して間もなく、目がチカチカして、頭が痛くなり、胸がムカムカし、体がだるくなった。とりあえず実家に戻って、眼科など個別の診療科を受診したが、現在も症状は続いている。“シックハウス症候群”だと思うので、専門病院

を受診したいが、２ヵ月先まで予約が取れない。症状が出てからすぐに貸主に申し出て、リフォームをやり直すよう要求したが、『建築基準法の規制に従ってリフォームを行った』といって応じてくれず、『部屋を交換してもいいが、引越し費用は自己負担になる』と言われ、引き続き交渉中である。ホルムアルデヒド等の化学物質の室内濃度を測定しようと思うが、費用が数十万円もかかるらしいので、より安価な簡易測定を頼めるところを紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒おおよその値であれば、ホルムアルデヒドについては市販の検査キット等を使って自分で調べることもできます。また地域によっては保健所でもホルムアルデヒド等の室内濃度測定を行っているほか、住宅に関する相談機関である住宅紛争処理支援センターのホームページに、「室内化学物質の分析機関一覧」(http://www.chord.or.jp/information/6_4_7.html)が掲載されています(ただし、厳密な測定でない場合は、公式な測定結果として認められない可能性もあります)。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまう場合もあります。

5. １ヵ月くらい前に除湿剤(下駄箱用)を購入して開封したところ、強い臭いがしてめまいがしたため、除湿剤を室外の郵便受けに入れておいた。以前から「むちうち症」の後遺症でめまいがしていた。翌日、かかりつけの医師に往診してもらったが、除湿剤のことは話さなかった。同居している娘に、郵便受けの中の除湿剤をメーカーに送るよう頼んだのだが、娘が忙しくてなかなか送ってくれず、ようやく３日前にメーカーに届き、「これから検査をする」と連絡があった。体調については、ホルモン検査の結果から「更年期障害」と診断されて、昨日から入院している。めまいが続いているので、その除湿剤にめまいの原因になるような物質が含まれているか検査してほしいと思い、病院から消費生活センターに電話して相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介され、今も病院から電話している。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずはメーカーの検査結果が出るのを待ってはいかがですか。また、めまいの原因については、担当医にも相談してみるとよいでしょう。

6. 「７日前に、△△社の洗濯槽クリーナーを使って洗濯機を洗浄したところ、こぼしたわけでもないのに洗濯槽クリーナーの臭いが部屋中に充満し、家族全員に目の痛み･頭痛･睡眠不足･食欲不振などの症状が現れた。△△社に申し出たところ、洗濯槽に中和還元剤を塗

布しに来てくれた。その際、部屋のカーペットから洗濯槽クリーナーの臭いがすることが確認され、その旨および洗濯槽クリーナーの成分･検査結果などについて、追って文書で回答された。しかし、まだ壁紙やカーペットに臭いが残っており、症状も続いているので、壁紙を張り替えるなどして元の部屋の状態に戻すよう△△社に要求したい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターであっせんを行ってくれるか。なお、医師の診察は受けていないとのことだ。家族の構成･人数は聞いていない。〈消費生活Ｃ〉

⇒当センターでは、まずは問題点を整理して、交渉にあたってのポイントなどを相談者に助言します。当事者間での交渉が行き詰まった場合には、両当事者の了解のもとに「あっせん」（当事者間の相対交渉の場に当センターが同席し、双方の主張を調整する）を行います。化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあり、今のお話だけでは、こぼしたわけでもないのに洗濯槽クリーナーの臭いが部屋中に充満した原因等は分かりかねますが、△△社がそのことについて認めているのであれば、まずは当事者間で対策についてよく話し合うとともに、体調不良について医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

7. 「アパレルメーカーに勤務しており、製品が汚れてしまった場合にシミ抜き用溶剤を機械噴霧して洗浄する業務を担当している。10年以上前から△△社製のシミ抜き用溶剤を使用しているのだが、３ヵ月くらい前から、そのシミ抜き用溶剤の使用時に異臭を感じるようになり、喉痛･咳などの症状が現れた。同僚の３人は『特に異常は感じない』と言っていた。10日くらい前に耳鼻咽喉科を受診した際、シミ抜き用溶剤のことを話したところ、「喉に炎症を起こしているが、シミ抜き用溶剤との関係は分からない。より専門性の高い病院を受診するように」と言われた。その後、あらためてシミ抜き用溶剤を確認したところ、異臭がするだけでなく、本来は無色のはずが黄色っぽく変色していることにも気付いた。△△社に申し出て、昨日、シミ抜き用溶剤を確認に来てもらい、上司とともに応対した。△△社が異臭や変色を認めたので、その原因等について詳しく調査するよう要求したところ、「今後の対応について社内で検討する」と言ってシミ抜き用溶剤を持って帰った。しかし、自分は早く結果を知りたいので、自分で分析機関に依頼して、機械のノズルに残っているシミ抜き用溶剤を調べたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者の負担となります)。なお、正常品が手元にあれば、それと比較することは可能でしょうが、異常があるものだけを漠然と分析しても変質の原因を特定することは困難な可能性があります。

8. 消費者から「かつら用リムーバー（クリーナー）の臭いによって体調をくずした」という事故情報が寄せられたのだが、かつら用リムーバーの成分や表示について法律で定められているか。〈行政〉

⇒かつら用リムーバーを対象に成分や表示について定めた法規制は特にないと思われます。

9. ３週間くらい前にガリレオ温度計を落として割ってしまった。中の液体がカーペットにしみ込み、そこから灯油のような臭いがして頭が痛くなった。温度計の表示によると、液体の成分はハロゲン化炭化水素とのことで、「外国製」と表示されているが、原産国や輸入元の名称等は書かれていない。温度計は友人からもらったもので、その友人によると「購入した店は現在ない」とのことだ。複数の病院で診察を受けたが、「液体の詳細な成分が分からないので手に負えない」と言われた。その後、症状は改善しつつあるが、カーペットの臭いがまだ残っている。臭いを取り除く方法はないか。〈消費者〉

⇒カーペット専門のクリーニング業者に事情を説明して相談してみてください。なお、「ハロゲン化炭化水素」は化合物の総称の一つで、液体の詳細な成分が不明なため確かなことは分かりかねますが、皮膚に触れると化学やけどを起こしたり、条件によっては引火したりする危険性があるので、ご注意ください。

10. 「ガリレオ温度計を買って４日後に、落として割ってしまった。中の液体がカーペットにしみ込み、そこから灯油のような臭いがして換気をしても消えない。温度計の表示によると、液体の成分は炭化水素とのことだが、人体に有害なものか。また、カーペットの処置方法について教えてほしい」という相談を受けている。液体の安全性に問題がなければ、カーペットをクリーニングに出すよう勧めるつもりなので、炭化水素の安全性について教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉

⇒「炭化水素」は化合物の総称の一つで、さまざまな種類があります。液体の詳細な成分、それを踏まえた安全性、こぼした場合の処置等について、販売店を通じてメーカー等に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。なお、ガリレオ温度計については、独立行政法人 国民生活センターのホームページに、ガリレオ温度計の中の液体によって化学やけどを起こしたり、条件によっては引火したりする危険性があるとの報告（http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20071207_2.html）が掲載されています。

11. 「10年くらい前から熱帯魚を飼っており、１ヵ月半前から淡水エイ（２枚）も飼い始めた。一昨日、水槽の外部式フィルター（４台）に使用しているろ材を交換したところ、昨日、エイ１枚が死に、もう１枚は弱っていた。他の熱帯魚には特に異常はなかった。今までフィルター１台ずつろ材を交換していたときには気付かなかったが、今回、４台のろ材を同時に交換した際、水面に泡が広がって残ったのが気になっていた。ろ材のメーカー△△に申

し出たところ、『ろ材にはのりが付着しているので、使用前に水洗いするよう指導している』と言われた。しかし、製品にはそのことについて表示されておらず、購入した店でも説明されなかった。また、△△社から『検査するため、現物を送ってほしい』とも言われたが、それについては保留している。製造物責任（ＰＬ）法に基づき、△△社に損害賠償を請求できるか」という相談を受けているが、どのように考えられるか。なお、当センターから△△社に事情を確認したところ、「ろ材の材質はポリエステルで、のりの使用目的や成分などは分からない」とのことであった。〈消費生活Ｃ〉

⇒当該ろ材に何らかの欠陥が認められた場合には、ＰＬ法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を請求することができますが、今のお話だけでは、エイが死んだり弱ったりしたことが、ろ材の製造上の欠陥によるものなのか、指示・警告上の欠陥によるものなのか、それともろ材以外の何らかの原因によるものなのかが分かりかねます。まずは、「ろ材にはのりが付着しているので、使用前に水洗いするよう指導している」という発言の意味、のりの使用目的や成分等について、△△社のしかるべき立場の人（お客様相談室の責任者、技術担当者等）に確認してみるとよいでしょう。

12. 賃貸住宅で、流し台（一体型）のシンク（ステンレス製）に小さな穴がいくつか開いてしまった。不動産業者に相談したところ、状況を確認に来て写真を撮るなどして帰った。後日、不動産業者から、自分が排水口に使用していた塩素系ヌメリ取り剤（吊り下げタイプ）が原因という見解が示され、原状回復の費用を請求された。使用したヌメリ取り剤には、ステンレスが腐食することがある旨が表示されていたが、使用前に読んでいなかった。ヌメリ取り剤のメーカーに連絡し、現状を確認に来てもらうことになったのだが、原状回復費用を負担してもらえるだろうか。なお、隣人も同じシンクで同じヌメリ取り剤を使用しているが、シンクに穴は開いていないという。隣人のシンクも遅かれ早かれ穴が開くのか。〈消費者〉

⇒塩素系の排水口用ヌメリ取り剤は、水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスは金属（ステンレスなど）やゴムなどに対して腐食・劣化・サビを発生させる原因となります。しかし、実際に腐食等が起きるかどうかは、流し台の使用状況、ステンレスの種類などさまざまな条件も関与するため、一概にはお答えできかねます。原状回復費用については、ヌメリ取り剤のメーカーに、シンクに穴が開いた原因についての不動産業者の見解を示した上で、まずはご自身の要望を伝えてみてください。

13. 「４年くらい前に新築分譲マンションを購入して入居した。最近、流し台のシンク（ステンレス製）の排水口付近やシンクポケットが腐食してきた。２ヵ月くらい前から、排水口にヌメリ取り剤（吊り下げタイプ）を使用していたので、それが原因だと思う。ヌメリ取り剤のメーカーに申し出てシンクを弁償するよう求めたが、『シンクポケット付き流し台には構造上錆びやすいので使用できない旨を表示している』と言って応じてくれない。何とかならないの

か」という相談を１ヵ月前に受けた。当センターで同一品を入手して表示を確認したところ、成分はトリクロロイソシアヌル酸で、ステンレスなど金属類やゴム等に対し腐食・劣化・サビを発生させることがある旨、オーバーフロー式およびシンクポケット付き流し台には使用できない旨などが、確かに表示されていた。しかし、相談者は「ヌメリ取り剤の使用前に注意表示を読まなかった」と言っており、シンクの取扱説明書については見当たらないとのことだ。今後の対応を検討する参考として、排水口用ヌメリ取り剤によってシンクが腐食したという相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられたことがあるかを知りたい。〈消費生活Ｃ〉

⇒トリクロロイソシアヌル酸などを主成分とする塩素系の排水口用ヌメリ取り剤を使用したシンク（ステンレス製）が錆びたり腐食したりしたという相談は寄せられています。個別の事例における因果関係は必ずしも定かではありませんが、塩素系の排水口用ヌメリ取り剤は、水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスは金属（ステンレスなど）やゴムなどに対して腐食・劣化・サビを発生させる原因となります。塩素ガスが発生しても水の流れとともに下水に流れていけばよいのですが、オーバーフロー式やシンクポケット付きの流し台の場合は、排水管の中の塩素ガスがオーバーフロー口やシンクポケットを通ってシンクに流れ込む可能性があるため、吊り下げタイプの塩素系排水口洗浄剤の使用には適しません。そのことについての注意表示が製品に適切に記載されていた場合は、それを守らずに生じた被害についてメーカーの責任を問うことはやはり難しいと思われます。

14. 美容所を営んでいる。２～３年前に問屋から購入し、２回くらい使用した業務用ヘアブリーチ（外国製）を店内の棚に保管していた。そのヘアブリーチは容量1.5リットルくらいのプラスチック製容器に入った粉末タイプの薬剤で、別のクリームタイプの薬剤と混ぜて反応させて使用するものだ。10日くらい前に、そのヘアブリーチが白煙を上げて発熱し、焦げたようなカスが周囲に飛び散った。すぐにドアを開けて煙を外に出し、大事にはいたらなかったので消防署には連絡していない。客はいなかったが、自分と妻は煙をかなり吸ってしまった。その後、そのヘアブリーチは、長期保管すると湿気を吸収して発煙・発火の恐れがあるために、輸入元から美容所向けに廃棄方法等の連絡文書が出され、現在は販売されていないものであったことが分かったので、輸入元に連絡した。輸入元から謝罪の言葉があり、煙で汚染されたエアコンのクリーニング費用を要求したところ応じてくれた。しかし、煙を吸い込んだ場合の影響について尋ねると、「今まで煙を吸い込んだという事例がないので分からない」と言われた。今のところ特に体に異常はないが、将来、何らかの健康影響が現れた場合の補償の交渉をしたいので、弁護士を紹介してほしい。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の弁護士の紹介は行っておりません。地域の弁護士会、地方自治体等の法律相談窓口等にご相談ください。

◆ **品質クレーム関連相談－２件**

1. ３年くらい前に、通信販売（テレビショッピング）で△△社のアイスクリームメーカーを購入した。そのアイスクリームメーカーについて、通信販売会社から、使用後のお手入れ方法に関する取扱説明書の記載に誤りがあった旨を記した文書が４日前に届いた。あらためてアイスクリームメーカーを確認したところ、接合部分から保冷液がわずかに漏れ出しており、これは誤った取扱説明書に従っていたためだと思う。△△社に申し出て、無償で修理してほしいと求めたが、「保証期間を過ぎているため、修理は有償だ」と言って取り合ってくれない。また、取扱説明書に誤りがあるまま販売を続けていることを指摘すると、「すぐには取扱説明書を変更できない」と言われた。保冷液が漏れても安全上の問題はないのか。〈消費者〉
⇒通信販売会社の連絡の内容からは、誤った取扱説明書に従った場合にどのような問題が発生するのか、それについて使用者はどのように対応すればよいのかなどが分かりかねるため、△△社に事情を確認しましたところ、「無償で点検・修理を行うことにするので、再度ご連絡いただきたい。取扱説明書については、既に印刷したものは正誤表をはさんで対応し、次回の印刷分から変更することにする」とのことでした。お手数ですが、△△社に再度ご連絡ください。

2. 「１～２年前に生活雑貨店でオリジナルブランドのソルトシェイカー（ガラス製）を購入した。塩を入れて使用していたところ、ネジ式の振り出し口（金属製）が開かなくなったほか、ところどころ青く変色してきて気持ちが悪い」という相談を受けている。原因は何だと考えられるか。〈消費生活Ｃ〉
⇒変色等の原因について、お話だけでは分かりかねます。まずは、そのソルトシェイカーを購入した生活雑貨店に申し出るよう、相談者にお伝えください。

◆ **一般相談等**

- 愛用の湯飲み茶碗を割ってしまった。破片をつないで使用したいと思い、瞬間接着剤を購入した。瞬間接着剤のメーカーに、割れた茶碗を接着して使用しても安全上の問題はないかを問い合わせたところ、「飲み物や食べ物が直接触れるものには使用しないように」と言われたが、本当にだめなのか。〈消費者〉
⇒メーカーの意図しない用途・用法での使用は、安全であるとの保証はやはりできかねます。

- スーパーマーケットなどでくれる「レジ袋」や、サッカー台（購入した品を袋詰めする台）などにロール状に設置されているポリ袋を、食品を包んで電子レンジで温めるのに使用しても、安全上の問題はないか。また、陶器や磁器は電子レンジで使用できるか。〈消費者〉

⇒スーパーマーケットなどでくれる「レジ袋」やポリ袋は、購入した商品を入れて持ち帰るためのものです。食品包装用ラップフィルムのように食品を包む目的で使用することは用途外使用にあたる上、食品と直に接触することを想定してつくられていない可能性もあり得ます。また、食品用ポリ袋等であっても、耐熱温度によっては、電子レンジで使用すると融けて中の成分が溶け出す可能性もあります。プラスチック製の容器･包装を電子レンジで使用するときは、「電子レンジ使用可能」などと表示されているものを使用してください。ただし、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック以外の容器を使用するのがよいでしょう。陶器･磁器については、ご使用の電子レンジおよび陶器･磁器の取扱説明書などをご確認ください。

◆ 「電気炊飯ジャーを何年か使っていると、内釜に施されているフッ素樹脂加工がはがれてくる。ご飯に混ざって食べてしまう可能性があるが、大丈夫か」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒フッ素樹脂は、食べても腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。詳しくはご使用の電気炊飯ジャーのメーカーまたは日本弗素樹脂工業会（http://www.jfia.gr.jp/）に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。〈消費生活C〉

◆ 「フッ素樹脂加工のフライパンを購入しようと思うが、安全性に問題はないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒フッ素樹脂製品一般の情報については日本弗素樹脂工業会（http://www.jfia.gr.jp/）に、また個別の製品に関する情報については各メーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 食器などを洗うときに使用する「メラミンスポンジ」は、食品への混入で問題とされているメラミンでできているのか。〈消費者〉

⇒一般に「メラミンスポンジ」などと呼ばれているものは、メラミンそのものではなく、メラミンとホルムアルデヒドとを反応させてつくられるメラミン樹脂というプラスチックでできています。メラミン樹脂に関する一般的な情報については、合成樹脂工業協会（http://www.jtpia.jp/）にお問い合わせください。

◆ 輸入品の安全性が問われる問題が相次いでいる。食品のほかに日用品など、多くの輸入品が国内で販売されているが、輸入品の安全性に問題はないのか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒行政においても、輸入品の安全確保に関する対応について検討されているようです。個別製品に関する状況については関係省庁（食品は厚生労働省等、消費生活用品は経済産業省）にお問い合わせください。

◆ 粗品でもらったスカーフ（絹100%）がＡ国製だった。以前、Ａ国製の乳幼児用Ｔシャツから基準値を超えるホルムアルデヒドが検出されたと報道されていたので、心配になり、スカーフの輸入元に安全性について問い合わせた。いろいろ話しているうちに、輸入元がスカーフの検査をすることになった。そのようなつもりではなかったのだが、結果として輸入元を脅したようなかたちになってしまった。よかったのだろうか。〈消費者〉

⇒お話だけでは詳細な状況が不明なため確かなことは分かりかねますが、強要したのではなく交渉の結果として先方がそのように提示してきたのであれば、ありがたく受けられてはいかがですか。

◆ 「１年前に全身にじんましんが出て、現在も治療を受けている。先日、テレビのワイドショーで、『Ａ国の家具製造業者（a）が製造し、Ｂ国の家具販売業者（b）が販売したソファなどに、防カビ剤が多量に含まれていたために、購入した人に湿疹などの被害が出て、b社がそれらの販売を中止した』と言っていた。自分もＡ国製のソファを３年前に家具店で購入したのだが、このソファがじんましんの原因か」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒ご使用のソファの製造業者や材質等について、まずは購入した家具店に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。また、ソファを購入後、２年くらい経ってから症状が発生したということから、他に原因があるという可能性も考えられますので、じんましんの原因について担当医の見解も確認するとよいでしょう。

◆ 「知人から『海苔やせんべいなどの容器・包装に入っている乾燥剤が発火したことがある』と聞いたのだが、本当に発火することがあるのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒今のお話だけでは、相談者の知人が言うところの乾燥剤の種類、発火したときの状況などが分かりかねますが、生石灰を主成分とする乾燥剤は、一度に大量の水がかかると発熱するため、周囲に可燃物があると、条件によっては発火する可能性があります。また、鉄粉を主成分とする脱酸素剤は、食品と一緒に電子レンジで温めてしまうと、火花が発生して条件によっては発火する可能性があります。

◆ 先ほど、繊維製品の安全性についてインターネットでいろいろ調べていたら、どこに書いてあったかは忘れたが発がん性に関する記載があった。繊維製品と発がん性とにどのような関連があると言っているのか。〈消費者〉

⇒今のお話だけでは記載内容の全容が不明なため、分かりかねます。

◆ 「テレビショッピングで“オーガニック”と宣伝していた化粧石けんを購入した。注文するときに販売担当者に確認した際、『すべて天然由来の成分でできている』とも言われた。

しかし、届いたものの成分表示を見ると、さまざまな化学物質名が並んでいる。“オーガニック”等をうたう場合の基準等はないのか」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉

⇒食品については「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（ＪＡＳ法）で、日本農林規格（ＪＡＳ）に基づいて生産・製造されたと認定された有機食品だけに、“有機”、“オーガニック”等と表示できるとされていますが、化粧石けんについては“オーガニック”等の言葉に法的な定義や基準は特に定められていません。“オーガニック”をうたっている根拠、表示されている各成分の由来等について、販売業者に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 10年くらい前から、家具や家電製品などによって体調不良を起こすようになった。例えば洗濯機についても、それまで使用していたＡ社のものでは問題がなかったのに、同じＡ社の別の機種に買い換えたら具合が悪くなり、その後、Ｂ社の洗濯機に買い換えたらよくなったということもあった。７ヵ月前にマンションに引っ越したときも体調をくずし、専門病院を受診して“化学物質過敏症”と診断された。そのマンションには住めないのでとりあえず転出し、これから家を建てることにした。どのような建材を使用するのがよいかを消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒化学物質に対する感受性には個人差がありますが、“化学物質過敏症”や“シックハウス”対策に関する一般的な情報については、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）化学物質過敏症支援センター（http://www.cssc.jp/）、ＮＰＯ法人シックハウスを考える会（http://www.sickhouse-sa.com/）等に問い合わせてみてください。また、住宅情報提供協議会のホームページ「住まいの情報発信局」に掲載されている「住宅の特集：シックハウス対策」（http://www.sumai-info.jp/sick/index.html）なども参考にされるとよいでしょう。

◆ よだれかけを委託製造してインターネットで販売することを計画している。よだれかけは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づいて、ホルムアルデヒドの溶出基準値が定められているというので、基準に適合するかどうかサンプルを使って検査したい。検査機関を紹介してほしい。〈事業者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/index.html）が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）が掲載されています。なお、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、よだれかけについて、ホルムアルデヒド以外に有機水銀化合物、トリフェニル錫化合物およびトリブチル錫化合物の溶出基準値も定められています。詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。

◆ 当社が販売している工業薬品に製造年月日を表示していないことについて、顧客から「製造物責任（ＰＬ）法によって製造年月日を表示しなければならないはずだ」と指摘された。ＰＬ法の条文を確認したところ、製造年月日の表示については何も書かれていないようだが、実際のところはどうなのか。〈事業者〉

⇒ＰＬ法は製造物の欠陥(製造上、設計上、指示･警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示義務等について規定した法律ではありません。したがって、製造年月日が表示されていなかったために事故が起きた場合には製造物責任を問われる可能性がありますが、ＰＬ法によって製造年月日の表示が義務づけられているわけではありません。

◆ 当社が製造する化学製品のラベル表示について、消防法、毒物及び劇物取締法などの適用法令に基づく表示はしているが、さらに製造物責任（ＰＬ）法によって表示すべき事項はあるか。〈事業者〉

⇒ＰＬ法では表示内容について具体的には定められていませんが、使用にあたり考えられる危険性については、注意･警告を表示しておくことが望ましいでしょう。製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示･警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。

◆ 当社の新製品のサンプルを提供するので、どのような注意事項を表示すべきかを化学製品ＰＬ相談センターで検討してほしい。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の企業･商品等に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社等にご相談ください。（一般的には、使用にあたり考えられる危険性については注意･警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示･警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。）

◆ 一般消費者用にクーラント液を販売するにあたり、廃棄方法の表示について検討している。事業活動に伴って生じる廃クーラント液は「産業廃棄物」に該当するため、産業廃棄物処理事業者へ処理･処分を委託することになるのだが、家庭から排出する場合はどのように処理すればよいのか。〈事業者〉

⇒一般廃棄物の処理は市町村の責任で行われます。処理方法は自治体によって異なる場合がありますが、まずは貴社の所在する自治体の廃棄物担当の課に相談してみてはいかがですか。

２.　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

塩素系ヌメリ取り剤（吊り下げタイプ）によるステンレスの腐食について

台所の排水口の不快なヌメリ･･･その正体は細菌やカビなどの微生物です。そのままにしておくと、悪臭を放ったり、ゴキブリやハエなどの害虫が繁殖したりする原因にもなります。ヌメリを防ぐための手段の一つに排水口洗浄剤（いわゆる「ヌメリ取り剤」）がありますが、「塩素系ヌメリ取り剤（吊り下げタイプ）を使用していたところ、ステンレス製シンクが腐食してしまった」という相談が当センターに寄せられました。

家庭用排水口洗浄剤には液状のもの、固形のものなどがあり、それぞれ塩素系と非塩素系とがあります。液状の塩素系排水口洗浄剤の多くは次亜塩素酸塩を、固形の塩素系排水口洗浄剤の多くはトリクロロイソシアヌル酸またはジクロロイソシアヌル酸塩を、主成分として使用しています。これらの成分が水や湿気などと反応すると微量の塩素ガスが発生し、この塩素ガスが金属（ステンレスなど）やゴムなどに対して腐食･劣化･サビを発生させる原因となります。塩素ガスが発生しても水の流れとともに下水に流れていけばよいのですが、製品に表示された使用時間を超えて放置したり、何らかの要因によって塩素ガスがシンク付近に停滞してしまったりすると、ステンレス製シンクが錆びてしまうことがあります。同じ塩素系でも、特に排水口のゴミ受けカゴに吊り下げておくタイプのものは、薬剤が常時排水口に存在していることから、一定時間放置した後に洗い流すタイプのものに比べ、シンクが錆びる可能性はより高いと言えるでしょう。

しかし、塩素系排水口洗浄剤（吊り下げタイプ）を使用していて実際にシンクが錆びるかどうかは、流し台の構造や使用状況、ステンレスの種類など、さまざまな要因も関与します。例えば、オーバーフロー式やシンクポケット付きの流し台の場合は、排水管の中の塩素ガスがオーバーフロー口やシンクポケットを通ってシンクに流れ込む可能性があるため、吊り下げタイプの塩素系排水口洗浄剤の使用には適しません。

【オーバーフロー式流し台（イメージ図）】

一方、ステンレスを錆びさせる原因となるのは塩素系排水口洗浄剤だけではなく、包丁･缶などの金属、調味料などの塩分、塩素系台所用漂白剤などが接触･付着したまま長時間放置した場合にも、サビが発生することがあります。そのため、塩素系排水口洗浄剤（吊り下げタイプ）を使用していてステンレス製シンクが錆びたという場合でも、原因がそれであることが立証できないと、排水口洗浄剤メーカーの責任を問うことは困難になりがちです。

さて、排水口洗浄剤も含めて住宅用洗浄剤は、「家庭用品品質表示法」に基づき、品名、成分、液性（“酸性”、“アルカリ性”など）、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、ならびに表示者名および住所または電話番号を、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられています。また、排水口洗浄剤メーカーの任意団体である家庭用排水口洗浄剤協議会では、塩素系排水口洗浄剤の製品表示に関する自主基準を設けて、「ステンレスなど金属類やゴム等に対し腐食や劣化、サビを発生させることがある」、「オーバーフロー式及びシンクポケット付き流し台には、構造上錆びやすいので使用しない」等の注意表示を行っています。排水口洗浄剤を購入･使用する際は、それらの表示を確認し、**塩素系排水口洗浄剤にはステンレス製シンクを錆びさせる原因となる成分が含まれていること、なかでも長期にわたり使用する吊り下げタイプのものはその可能性がより高いということを考慮の上で、商品を選択することをお勧めします。**

３．入手資料の紹介

―2008 年 10 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』No.7、NOV.2008
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('08 年8 月分)」2008 年 10 月 9 日
3. 日本司法支援センター『ほうてらす』Vol.6、秋号、2008 年 10 月 1 日
4. 医薬品ＰＬセンター「平成 20 年度第 2 四半期(7～9 月)報告書」
5. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2008.09
6. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2008 年 9 月度)』
7. 消費生活用製品ＰＬセンター『ＰＬセンターダイジェスト』No.2008-2(平成 20 年 10 月)
8. 生活用品ＰＬセンター『インフォメーション』No.50、2008 年 10 月
9. 日本化粧品工業連合会『コスメチックからのメッセージ』No.188、2008/秋
10. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成 19 年 10 月～平成 20 年 9 月)」
11. 主婦連合会『主婦連合会 60 周年記念～榎その おしゃもじ時評でみる 60 年』

４．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ こんにゃく入りゼリーによる新たな窒息死亡事故について、国民生活センターが公表 (9/30 各紙)

＊ こんにゃく入りゼリーによる窒息事故を受け、業界団体が改善方策の検討委員会を発足へ (10/11 読売)

＊ 浴室で使用する玩具で、転倒した際に先端部分が刺さり重傷を負った件について、経済産業省が製品起因の事故として公表 (10/15 読売)

＊ つけ爪によって爪にカビが生えたり、用材でやけどしたりなどの相談を受けて、国民生活センターが注意喚起 (10/17 各紙)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

ちょっとためになる化学の話

知っていると友達に自慢できるかもしれない化学の話です。

第８回　ヘルメット

通学中の小中学生や工事現場の人が頭を保護するために使用しているヘルメット･･･防災用として職場や家庭に置かれていることもあります。

一口にヘルメットといってもさまざまな種類があり、ヘルメットの種類によって使用する場所や方法が異なります。

自転車用などのやわらかい材質のヘルメットを除き、ヘルメットは硬いものです。この硬い部分は「シェル（帽体）」と呼ばれ、プラスチックでできています。使用する場所や環境に応じて、最適な機能を持つプラスチックが使われています（特殊な環境では金属製のヘルメットを使用することもあります）。

シェルに使用されている代表的なプラスチックの種類およびそれらの特徴は次の通りです。

	耐候性	耐熱性	耐有機溶剤性	耐電性
ＦＲＰ樹脂	◎	◎	○	×
ＡＢＳ樹脂	△	△	×	◎
ＰＣ樹脂	○	○	×	◎

◎：非常に優れている　○：優れている　△：やや劣る　×：劣る

オートバイ用のヘルメットは、工事現場などで使用されているヘルメットに比べ、より強度が求められるため、何種類かのプラスチックや他の材質（繊維や金属など）を組み合わせた複合材料も使われています。

ヘルメットのシェルの内側には、衝撃を吸収する「ライナー」と呼ばれる部分があります。ライナーには、ヘルメットの種類や用途によって発泡スチロール、ウレタンなど、さまざまな機能を持つプラスチックが使われています。

さて、実はヘルメットは、使わなくても劣化してしまいます。ヘルメットによっては耐用年数（使用期限）が表示されているものもありますが、一般的には、シェルがＡＢＳ樹脂、ＰＣ樹脂、ＰＰ樹脂、ＰＥ樹脂製のものは異常が認められなくても２～３年以内、ＦＲＰ樹脂製のものは５年以内とされています。使用環境や保管環境が高温であったり、常に太陽の光にさらされているようなところで使用したりすると、耐用年数は短くなります。

防災用のヘルメットは普段は使わないだけに耐用年数を忘れがちですが、いざというときに確実に使用できるよう、定期的に耐用年数を確認し、過ぎていたら買い換えましょう。

また、落下物が当たったり、事故などで大きな衝撃を受けたりした場合、見た目には異常がなくても、シェルに細かいひびが入っていたりライナーが傷んでいたりすることが多いので、耐用年数以内であっても新品と交換しましょう。

※　次号の『アクティビティーノート』は、12月10日頃に発行の予定です。お楽しみに。